

税務署からのお知らせ 申告書は自分で書いてお早めに!!

申告書の提出期限

所得税・贈与税の申告と納税は

3/15日まで

申告書の提出期限

個人事業者の消費税の申告と納税は

4/2日まで



※税務署の閉庁日(土曜、日曜、祝日)は、島原税務署では相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

所得税の確定申告が必要な方

- 生命保険や損害保険の満期保険金などを受け取った方(一定の金額を超える場合)
- 給与の支払いを2か所以上から受けている方、給与の年収が2千万円を超える方
- 年金のほかに給与(年末調整されている給与を含みます。)の支払いを受けている方
- そのほか、事業を営んでいる方、地代家賃の収入がある方、不動産を売却した方で、所得金額の合計が所得控除の金額を超える方 など

※平成18年分から定率減税額が所得税額の10%(最高12万5千円)に変わりました。

消費税の確定申告が必要な方

- 個人事業者の方で平成16年1月から12月までの課税売上高が1,000万円を超えている場合は、平成18年分の消費税の確定申告が必要です。
- 平成16年1月から12月までの課税売上高が1,000万円以下の個人事業者の方で『消費税課税事業者選択届出書』を提出された場合は、平成18年分の消費税の確定申告が必要です。

インターネットで簡単に確定申告書等が作成できます!

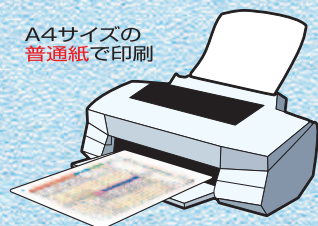
国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」で確定申告書等が作成できます!

所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書も作成できますので、**国税庁ホームページ**を是非ご利用ください。

国税庁ホームページのアドレスは

<http://www.nta.go.jp>

確定申告書等作成イメージ



入力画面に基づき必要項目を入力!

カラーでもモノクロでもOK!

管轄する税務署へご提出ください。

お問い合わせは **島原税務署 個人課税部門** ☎0957-62-3282

3月/4月 転勤・就職・進学などによる住民異動届は忘れずに。

転勤や進学などにより、人の動きも多くなる季節です。引越しなどで、手続きを忘れると後で困ることになりますので、忘れずに各届けは済ませましょう。

【住所変更について】

住所が変わったときは、必ず住民異動届が必要です。転居・転入のときは、実際に引越しが済んでから届け出をしてください。

【届出人は】

本人または世帯主が届け出てください。やむを得ず代理人が届出をする場合は、委任状などが必要です。

※届出人の本人確認を行いますので、運転免許証や健康保険証などをご持参ください。本人確認ができなかった場合、後日、届出内容を本人に郵便で通知します。

【証明書等交付申請の際のご注意】

直系親族以外の人に依頼する場合は、委任状などが必要です。

直系親族以外の方が申請される場合は、具体的な理由を申請書に記載してください。なお、場合によってはその理由を証明する資料が必要な場合があります。証明書の内容によっては、申請者の本人確認を行うことがあります。

転入・転出などの届出(届出人は本人または世帯主)

| 届出の種類 | 届出の期間 | 届出に必要なもの (届出本人による署名の場合、印かんは不要です) |
|--------------------------|------------------|--|
| 転出届 (市外への引越し) | 転出予定日のおおむね2週間前から | ○国民健康保険証(加入者のみ) ○老人医療受給者証(加入者のみ) ○印鑑登録証(所有者のみ) ○住民基本台帳カード(所有者のみ) ○印かん |
| 転居届 (市内間の引越し) | 転居した日から14日以内 | ○国民健康保険証(加入者のみ) ○国民年金手帳(加入者のみ) ○老人医療受給者証(加入者のみ) ○住民基本台帳カード(所有者のみ) ○印かん |
| 転入届 (市外からの引越し) | 転入した日から14日以内 | ○前住所地の転出証明書 ○国民年金手帳(加入者のみ) ○印かん |
| 世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届 | 変更があった日から14日以内 | ○国民健康保険証(加入者のみ) ○印かん |

◎お問い合わせ/市民生活部市民課 ☎050-3381-5040
または各総合支所・住民センター市民課

その他(該当する人は忘れずに届けてください)

| 種類 | 内容 | 南島原市でのお問い合わせ |
|----------------------------|----------------------------|--|
| 介護保険 | 介護保険の転出入の手続き | 各総合支所 市民課 ・深江町 ☎050-3381-5121 ・布津町 ☎050-3381-5131 ・有家町 ☎050-3381-5141 ・西有家町 ☎050-3381-5151 ・北有馬町 ☎050-3381-5161 ・南有馬町 ☎050-3381-5171 ・口之津町 ☎050-3381-5181 ・加津佐町 ☎050-3381-5191 |
| 児童手当 特別児童扶養手当 児童扶養手当 | 各手当の転出入の手続き | 福祉保健部 健康保健課 総務母子班 ☎050-3381-5050 |
| 障害者手帳など | 転入地での住所変更の手続き | 福祉保健部 健康保健課 総務母子班 ☎050-3381-5050 |
| 福祉医療受給者証 | 転出の際は返却してください | 福祉保健部 健康保健課 総務母子班 ☎050-3381-5050 |
| 原爆手帳・手当 | 転入地での住所変更の手続き | 福祉保健部 健康保健課 総務母子班 ☎050-3381-5050 |
| 水道・下水道 | 水道・下水道の使用開始・停止の手続き | 各総合支所 建設課 水道班(深江、布津、有家、北有馬町、加津佐) 上下水道班(口之津、南有馬、西有家) |
| 学校転校手続き | 小・中学校の転出入の手続き | 教育委員会 学校教育課 学校教育班 ☎050-3381-5081 |
| ごみ処理 | 引越しなどによる大量のごみ持込は事前にご連絡ください | 市民生活部 環境課 廃棄物対策班 ☎050-3381-5041 |